

外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

技術内容:

©CISTEC  
2020.01.22施行行政省令等対応 ( 1 / 1 )

13-(2) 輸出入貿易管理令別表第1の13の項の中欄に掲げる 貨物の使用に係る技術であって、 経済産業省令で定めるもの (4の項の中欄に掲げるものを除く。)	判定欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第25条 [第2項] 外為令別表の13の項(2)の経済産業省令で定める 技術は、次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
一 第3項第三号に該当する技術 (プログラムを除く。)を組み込んだプログラムであって、 第12条に該当する貨物のための フルオーソリティーデジタルエンジン制御システムに 使用されるもの	[ ]	→12条	(省令第12条第 号 )
二 前号のプログラムの設計に必要な技術 (プログラムを除く。)	[ ]	付表技術	
三 プログラムであって、次のいずれかに該当するもの	[ ]	付表技術	
イ 風洞試験又は飛行試験のデータにより検証された 二次元又は三次元の粘性流れのためのプログラム であって、 エンジン内の流れをモデリングするためのもの	[ ]		
ロ 航空機用ガスタービンエンジン又はその組立品若しくは 部分品の試験のためのプログラムであって、 次の(一)及び(二)に該当するもの (試験装置を運用するためのもの、 作業者の安全を確保するためのもの又は製造、修理若しくは 保守の領収試験(製品が適切に組み立てられ、若しくは 修理されたかどうかの判断を行うものをいう。)のため のものを除く。)	[ ]		]除外
(一) 次のいずれかに該当するものの試験のために特に設計した もの	[ ]		
1 航空機用ガスタービンエンジン又はその組立品若しくは 部分品であって、次項第二号イからトまで若しくは ヌ若しくはワ、同項第三号若しくは第四号又は 第27条第6項第一号のいずれかに該当する技術 を用いたもの	[ ]	次項= 3項 →27条	
2 バイパス流路又はコア流路を提供する多段圧縮機 であって、次項第二号イからトまで若しくはヌ若しくは ワ、同項第三号又は第27条第6項第一号の いずれかに該当する技術を用いた航空機用ガスター ビンエンジンのために特に設計したものの	[ ]	→27条	
(二) 次の1及び2を行うように特に設計したものの	[ ]		
1 実時間でデータの収集及び処理	[ ]		
2 試験中における試験物又は試験条件の フィードバック制御	[ ]		
ハ 第12条第十一号イ又はハに該当する貨物に使用される プログラムであって、一方向性凝固の材料又は単結晶の 材料の成長を制御するために設計したもの	[ ]	付表技術 →12条	
ニ 削除			
ホ 第12条第十号の二に該当するものを使用 (操作に係るものに限る。) するために設計したプログラム	[ ]	→12条	
ヘ 航空機用ガスタービンエンジンのブレード、ベーン 又はチップシュラウドの内部冷却通路を設計 するように設計したプログラム	[ ]		
ト 次の(一)及び(二)に該当するプログラム	[ ]		
(一) 航空機用ガスタービンエンジンの空気の熱的状態、 空気力学的状態又は燃焼状態を予測するように 設計されたもの	[ ]		
(二) 実際の航空機用ガスタービンエンジンの 性能データに基づき、空気の熱的状態、空気力学的状態 又は燃焼状態を理論的にモデル予想するもの	[ ]		
四 前号のプログラムの設計に必要な技術 (プログラムを除く。)	[ ]	付表技術	(省令第25条第2項 第3号 )
五 第12条第四号ホ又は同条第四号の三に該当するものを使用 (操作に係るものに限る。)するために設計又は改造した プログラム	[ ]	→12条	(省令第12条第 号 )

判定結果	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
該当項番	
① 外為令別表の項番[ ]	
② 貨物等省令の条項号等の番号等	
[ ]	
[ ]	

作成責任者: (作成年月日: 年 月 日)

会社名 \_\_\_\_\_

所属・役職 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_